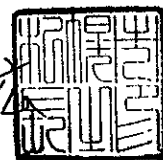


刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 11 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第109号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(札幌市公文書管理条例の一部改正)

第1条 札幌市公文書管理条例(平成24年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第42条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(札幌市行政不服審査条例の一部改正)

第2条 札幌市行政不服審査条例(平成28年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項から第5項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第22条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(札幌市職員給与条例の一部改正)

第5条 札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第3号及び第4号並びに第29条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（札幌市職員退職手当条例の一部改正）

第7条 札幌市職員退職手当条例（平成16年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号及び第5項第2号、第17条の見出し、同条第1項第1号、第18条第1項第1号並びに第20条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例の一部改正）

第8条 札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第6条第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（札幌市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第9条 札幌市心身障害者扶養共済制度条例（昭和46年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（札幌市生活環境の確保に関する条例の一部改正）

第10条 札幌市生活環境の確保に関する条例（平成14年条例第5号）の一部を次のように改正する。

(1) 第128条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(2) 第129条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」

を「拘禁刑」に改める。

(3) 第130条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(札幌市屋外広告物条例の一部改正)

第11条 札幌市屋外広告物条例（平成10年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第29条の2中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(札幌市中央卸売市場業務規程の一部改正)

第13条 札幌市中央卸売市場業務規程（昭和47年条例第3号）の一部を次のように改正する。

(1) 第7条の2第3項第6号イ、第13条第5項第2号、第20条第3項第7号イ及び第35条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(2) 第87条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第14条 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成28年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第28条第3号及び第4号並びに第29条第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部改正)

第15条 札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成28年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号及び第5項第2号、第25条の見出し、同条第1項第1号、第26条第1項第1号並びに第28条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(札幌市消防団条例の一部改正)

第16条 札幌市消防団条例（昭和30年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第17条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条中「規定による許可申請書」を「許可申請書」に、「の規定による記載事項、第3条第1項但書の規定による」を「各号に掲げる事項、第3条第1項ただし書の」に、「せん動者」を「煽動者」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の札幌市職員給与条例第29条の3第1項第1号及び第5項第3号、第7条の規定による改正後の札幌市職員退職手当条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項第1号並びに第20条第3項及び第4項、第14条の規定による改正後の札幌市立学校教育職員の給与に関する条例第29条第1項第1号及び第5項第3

号並びに第15条の規定による改正後の札幌市立学校教育職員退職手当条例第24条第1項及び第5項、第25条第1項第1号並びに第28条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。